

■ 認定資格失効後の取扱いについて

食品保健指導士の認定資格が失効した場合の認定資格更新申請の取扱いは以下のとおりです。

なお、申請受付は失効となった時から5年以内となります。

また有効期限は、更新後5年間ではなく、本来の更新手続で設定される有効期限とします。

有効期限内の 取得単位数	失効から更新手続 き申請までの期間	申請までに必要な 条件	申請後に必要な条件	試験料
10以上	1年以内	—		—
10以上	1年以上5年以内	—	小論文試験必須問題 3問のうち1問を選択し、合格	1,500円（税別）
5～9	5年以内	—	小論文試験必須問題 3問全てに合格	4,500円（税別）
0～4	5年以内	有効期限内の取得 単位数と合わせて 5単位の取得	小論文試験必須問題3問及び 小論文試験選択問題6問の うち3問を選択し、全てに合格	9,000円（税別）

- (1) 認定資格失効後の更新手続は、「更新申請書（様式第4号）」により行います。
 - (2) 小論文試験を受験する場合の試験料は、1問1,500円（税別）となります。
 - (3) 更新に必要な条件を満たした場合は、食品保健指導士認定登録料3,000円（税別）と食品保健指導士認定資格更新手数料3,000円（税別）を納付していただきます。
 - (4) 更新手続中に取得した単位については、新たな有効期限までに取得した単位とします。
- また、失効期間中の日本食品保健指導士会の活動への貢献、参加による単位も同様です。